

事業税 計算テキスト 1

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることとなりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原

税理士講座教職員一同

目 次

ガイダンス

受講にあたって	2
各教材を使用した学習方法	6

第1章 概 要

概 要	8
課税要件	10
分割基準	14
税 率	18

第2章 法人事業税(所得割)の税額算定(基礎編)

法人事業税(所得割)	22
------------	----

第3章 法人事業税(所得割)の税額算定(応用編)

法人事業税の所得の算定方法	34
特別の定め(法人税の計算の例によらない事項)	36

第4章 分割基準(基礎編)

分割基準	54
従業者の数	55
従業者の数の詳細	66
固定資産の価額	72
軌道の延長キロメートル数	74
事務所又は事業所の数	76
異なる分割基準を適用する事業を併せて行う場合の原則	80
電気供給業	84
特別法人	88

第5章 外形標準課税

外形標準課税の概要	90
付加価値割の算定	92
資本割の算定Ⅰ	102
付加価値割の算定(収益配分額の詳細)	106
資本割の算定Ⅱ	116
外形対象法人の欠損金の繰越控除	124

第6章 法人事業税の課税標準の特別な計算

☐ 特定内国法人の税額算定	128
☐ 鉱物の掘採事業と精錬事業	160
☐ 2以上の課税標準の特別な計算を要する場合	168

第7章 法人事業税(収入割)の税額算定

☐ ガス供給業	174
☐ 電気供給業	186
☐ 生命保険業	202
☐ 損害保険業	208
☐ 少額短期保険業者	212
☐ 所得等課税事業と収入金額課税事業とを併せて行う場合	216
☐ 特定内国法人の収入割の課税標準の算定	226
☐ 資本金等の額の算定順序	227

第8章 分割基準(応用編)

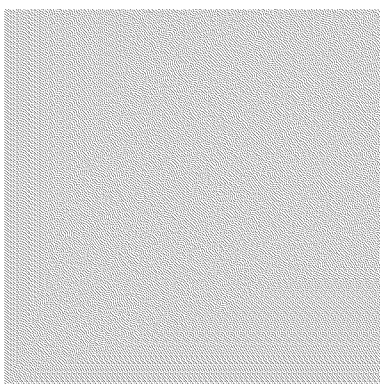
☐ 異なる分割基準を適用する事業を併せて行う場合の例外	232
--	-----

第9章 中間申告納付

☐ 中間申告納付額の算定	246
☐ 外形対象法人の中間申告納付額の算定	259
参考資料	261



ガイドンス



受講にあたって

① 科目紹介

事業税は、昭和23年の税制改正により特別所得税（昭和29年の地方税制の改正により事業税に吸収された。）とともに創設されたものであり、その前身は営業税です。事業税は、法人又は個人が行う事業に対し、その事業を行う者の事務所又は事業所所在の道府県において課する道府県税（地方税）であり、住民税や固定資産税とともに地方税の根幹をなす租税です。

また、事業税は法人の行う事業に対して課税する法人事業税と個人の行う事業に対して課税する個人事業税とがあり、法人事業税は主として法人税における所得金額をベースにして課税し、個人事業税は所得税における所得金額をベースにして課税し、国税である法人税、所得税と密接な関係があることから実務においても重要であり、職業会計人にとって欠くことのできない税目の一つです。なお、平成16年4月1日以後、資本金の額が1億円を超える一定の法人には、所得金額以外に付加価値額、資本金等の額をベースに課税されています。

② 出題傾向

税理士試験に合格するためには、傾向に即した学習を行うことが大切です。傾向に即した学習というのは、出題されそうなところだけを学習するというのではなく、その科目がどういった形式で出題されるのかを頭に入れて学習していくことです。応用問題で出題されるのに、個別項目だけを暗記してもなかなかうまく合格答案に結びつきません。

近年の出題傾向等は次のとおりです。なお、最近の本試験では、理論問題が50点、計算問題が50点で出題されています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第一問	個別理論 2題30点 問1 3枚 問2 3枚 (6枚)	個別理論 2題30点 問1 5枚 問2 5枚 (10枚)	理 論 2題50点 問1(個別)3枚 問2(応用)7枚 (10枚)	理 論 2題50点 問1(個別)7枚 問2(応用)4枚 (11枚)	理 論 2題50点 問1(個別)6枚 問2(応用)3枚 (9枚)	理 論 2題50点 問1(個別)4枚 問2(応用)3枚 (7枚)	理 論 2題50点 問1(個別)5枚 問2(応用)4枚 (9枚)	理 論 2題50点 問1(個別)6枚 問2(応用)4枚 (10枚)
第二問	応用理論 1題25点 (4枚)	応用理論 1題25点 (5枚)	計 算 2題50点 問1 6枚 問2 5枚 (11枚)	計 算 2題50点 問1 10枚 問2 5枚 (15枚)	計 算 2題50点 問1 10枚 問2 4枚 (14枚)	計 算 2題50点 問1 5枚 問2 5枚 (10枚)	計 算 2題50点 問1 7枚 問2 5枚 (12枚)	計 算 2題50点 問1 7枚 問2 3枚 (10枚)
第三問	計 算 2題45点 問1 4枚 問2 5枚 (9枚)	計 算 2題45点 問1 4枚 問2 7枚 (11枚)						

③ 学習方法

(1) 理 論

理論問題の解答は、事業税の規定を罫線のみの答案用紙（A 4 版）に解答することとなります。

従って、理論問題に対処するためには、事業税に関する規定を暗記することが要求される訳ですが、具体的には理論テキストに収められている個別理論を暗記するという作業が必要になります。これがいわゆる“理論暗記”と呼ばれるものですが、一朝一夕でできるというものではなく、日々の努力の積み重ねでしか成し得ないものです。今後は机に向かっている時だけでなく、通勤・通学の電車の中、会社での休憩時間、家事の合い間等、普段の生活の中で何気なく過ごしている時間も理論暗記に利用していくと効率が良いでしょう。

また、「個別理論の丸暗記」が理論の勉強と思われている方がいますが、これだけでは合格答案を作ることはできません。何故なら本試験では複数の個別理論を組み合わせで解答しなければならない、いわゆる応用理論が出題されますが、このような問題は個別理論の内容をしっかりと理解していないと解答することができないからです。従って理論暗記は、しっかりした理解のうえに成り立つものだと覚えておいてください。

更に、覚えた理論が書けるかどうか次の講義の前に一度は理論用紙に書いてください。この作業を行うことで、理論の理解度、書く時間・分量を自分で判断することができるのです。

(2) 計 算

計算問題は、事業税額を算定させる総合問題が出題され、計算過程を明示しながら解答することとなります。

計算は難易度が高くないため、理論に比べて取り組みやすく、比較的早い段階で合格レベルに達することができますが、多くの受験生が高得点をマークする傾向にあり、決して油断できません。

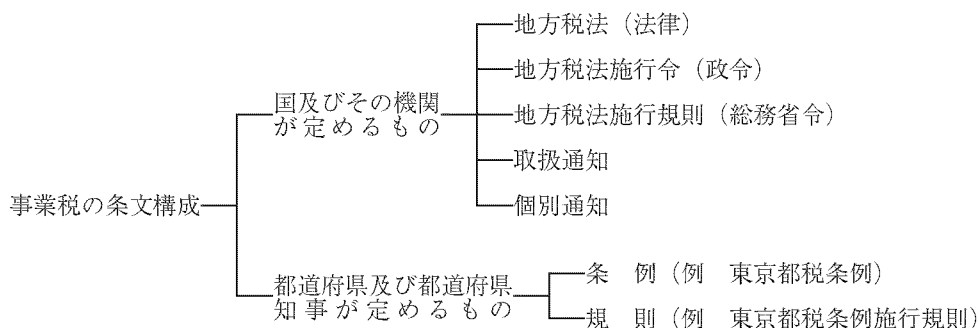
従って、計算については、基本的な問題を迅速に、かつ、正確に解答する力が要求されることとなります。具体的には、まず問題集で基本問題の演習を重ね、そしてある程度学習が進んだのであるならば、総合問題の演習を行い、そして確認テスト、模擬試験で総仕上げを行うことにより実力を養成します。計算も理論と同様に日々の積み重ねが大切です。毎日少しずつ、学習を継続するよう心掛けてください。

また、事業税は、国税の様に解答欄の指示がないので、計算タイトル及び計算過程を必ず書く様にしてください。

④ 参考：税法条文の基礎知識

(1) 事業税の条文構成

事業税の課税の基本となる法形式としては、国が定めるものとして地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則があるが、税目、課税客体、課税標準、税率その他課税に関する具体的な定めは、都道府県の条例によるものである。



① 地方税法（同施行令、同施行規則）

地方税は、国税と異なり法律（地方税法）の規定そのものに基づいて直接課税されるものではなく、地方税法の規定に基づいて定められた地方団体の条例に基づいて課税されるものである。

② 条例及び規則

地方税を課税するには、直接的には地方団体の条例の定めるところによって行われるのであるが、地方団体の長は、その条例の実施のための手続その他これを実施するについて必要な事項を規則で定めることができるものとしている。

(イ) 条例……地方公共団体がその議会の議決を経て定めるもの

(ロ) 規則……地方公共団体の長が定めるもの

上記のとおり、地方税にあつては、一般的には地方団体の制定した条例によって、はじめてその具体的な内容を知ることができるのであるが、そのうち、地方税法上、その基準、内容等について全面的に地方公共団体に選択の余地を与えているものを事業税についてみれば、おおむね次のとおりである。

① 税率 ② 課税標準 ③ 納期（個人事業税のみ）

④ 申告又は納付等に関する期間の延長 ⑤ 課税免除又は減免

⑥ 督促手数料 ⑦ その他

③ その他

地方税法等の解釈を明らかにし、その具体的な取扱いの統一を期するため、地方税制の企画立案の省にあたる総務省から「地方税法の施行に関する取扱いについて」の取扱通知が発せられている。

(2) 事業税の条文

事業税の条文は、地方税法の中の一税目として規定されており、次の条文が関連する。

事業税の必要条文	国税の相当法規
(1) 総則（第1条～第22条の31）	国税通則法
(2) 本則（第72条）	法人税法等
(3) 附則	租税特別措置法
(4) 地方税法施行令	法人税法施行令等
(5) 地方税法施行規則	法人税法施行規則等
(6) 取扱通知	基本通達
(7) 個別通知	個別通達

総則、本則、附則は地方税法の中のものであり、試験的にも本則が重要である。総則は国税通則法に相当するものであり、重要なものはあまりない。附則は租税特別措置法に相当するもので、試験的には上記の本則、附則の2つの条文が重要である。

試験的には、本則の第72条が中心となる。本則の条文構成は、次のとおりである。

第1款 通則 第72条～第72条の11 (課税団体等を規定)	第2款 法人の事業 税に係る課税標準及 び税率等 第72条の12～49の10	第3款 個人の事業 税に係る課税標準及 び税率等 第72条の49の11～65	第4款 督促及び滞 納処分 第72条の66～75	第5款 市町村に対 する交付 第72条の76
--------------------------------------	---	---	--------------------------------	------------------------------

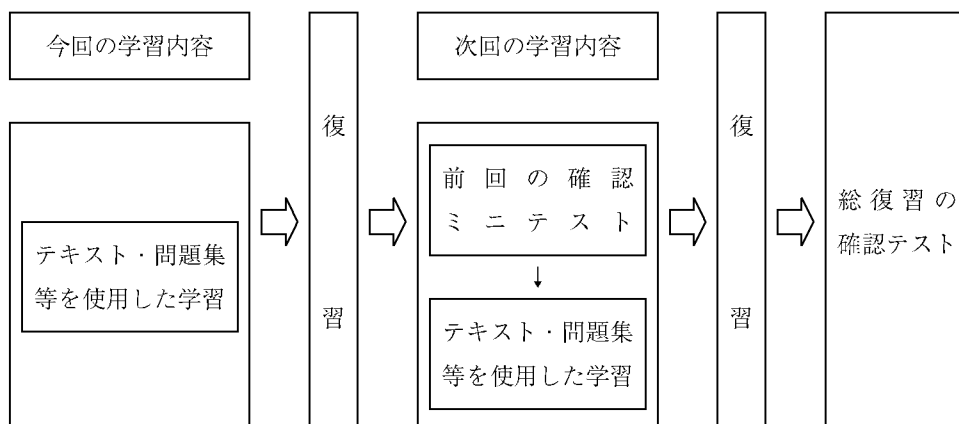
(3) 条文の表示

テキスト、理論テキストへの条文番号等についての表示は、次のように省略して表示してある。

法……………地方税法（国会）
 法附則………地方税法・附則（国会）
 令……………地方税法施行令（内閣）
 規……………地方税法施行規則（総務省）
 通……………取扱通知
 個通……………個別通知

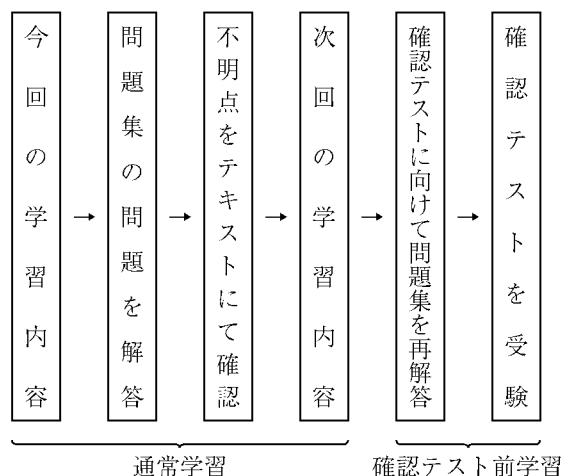
各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用してください。



【事業税：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定してください。

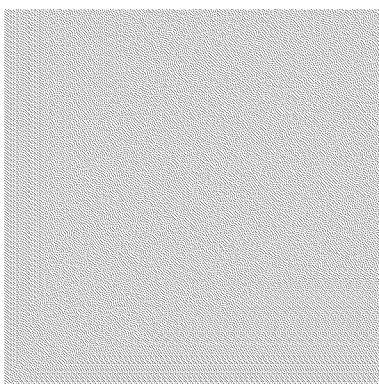


留意点

計算テキスト1では「外形標準課税」の **設例** について、付加価値割における賃上げ促進税制の規定の適用はないものとして解答すること。

第1章

概要

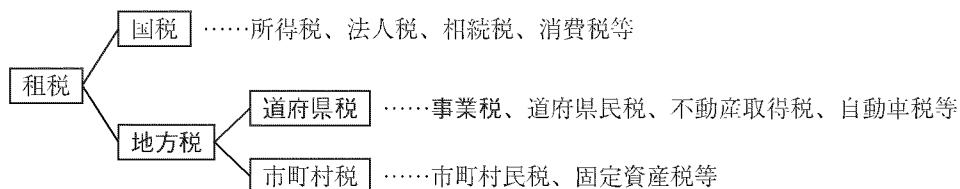


概要

① 概要

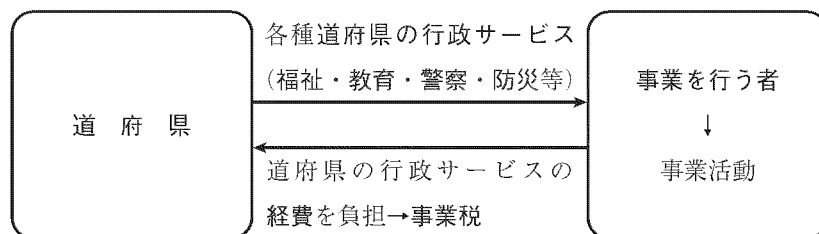
租税には、国が課する国税と地方団体が課する地方税とがある。さらに地方税は、道府県が課するものと、市町村が課するものとに区別される。

事業税は、地方税法に規定する道府県において課する道府県税である。



② 課税理由

事業活動は、道府県の各種の行政サービスを受けることによって行えるものであるから、事業を行う者は、これらの道府県の各種の行政サービスのための経費を負担すべきであり（応益負担）、事業そのものに経済的価値取得能力があるという理由で事業税は課税される。



③ 税額算定の基となる金額（課税標準）

事業税の課税標準の本来の姿は、その性格上、事業の規模、又は活動量を最もよく表現するものであることが必要である。従って、事業税の課税標準は、資本金額・売上金額等の事業の規模又は活動量に応じた課税によるべきである。これを外形標準課税という。ただし、現行の事業税においては、電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人及び資本金1億円超の一定の法人を除いた、いわゆる中小法人は、税金の重い負担を避けるために法人税、所得税と同じように所得金額のみを課税標準としている。

参 考 事業税の性格

人税と物税

事業税は、事業そのものに経済的価値取得能力があるということに着目して課する租税であり物税である。なお、所得税及び法人税は、同一の者に帰属するすべての所得に対して課する租税であり人税である。

経費性

事業税は事業に対して課する物税であるから、事業にとっては他の労賃、利子と同様にその事業を行うための一種の経費であると考えられている。つまり、事業税は事業活動を行うための当然のコストであり、経費として取扱われる。

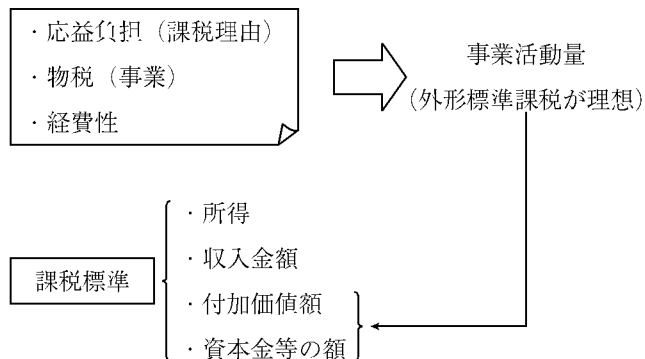
普通税と目的税

地方税は、その税収入の使途に制限がないかあるかによって普通税と目的税とに分類される。事業税は、その税収入の使途に制限のない普通税に該当する。

参 考 東京都の取扱い

地方税においては、「道府県」という用語が使用されているが、「都」についても道府県に関する規定が準用される。

解 説 課税標準



課税要件

① 課税要件の概要

法人事業税（所得割のみを課される法人）

法人の行う事業に対する事業税は、⁽¹⁾法人の行う事業に対し、所得割のみを課される法人は⁽²⁾所得を課税標準として、⁽³⁾事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、⁽⁴⁾その法人に課する。

- (1) 課税客体……課税の対象となるものをいう。
- (2) 課税標準……課税の対象である課税客体を金額等で数量化したものをいう。
- (3) 課税団体……課税権を有している地方団体をいう。
- (4) 納税義務者……法律上租税を納付する義務を負う者をいう。

② 課税客体（法人事業税）

法人事業税の課税客体は、原則として法人の行うすべての事業であるが、事業の保護等の観点から林業、鉱物の掘採事業など一部非課税の規定がある。

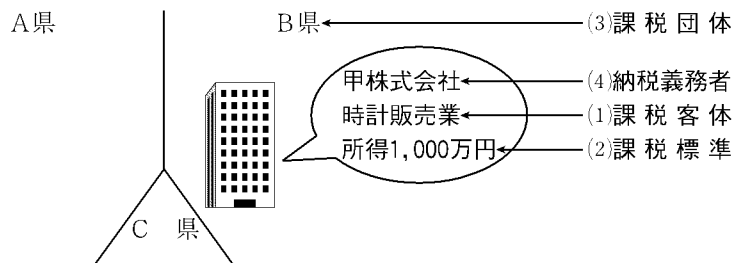
③ 課税団体

(1) 概 要

事業税は、道府県が課税対象となる事業に対し、その事業を行う法人及び個人に対して課する税であり、その事業が行われる事務所等所在の道府県がその課税権を有する。従って、その事業を行う法人又は個人の事務所等所在の道府県が課税団体となる。

解説

課税要件

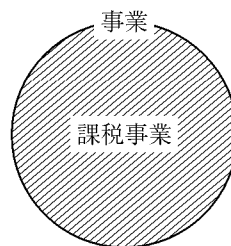


解説

課税客体

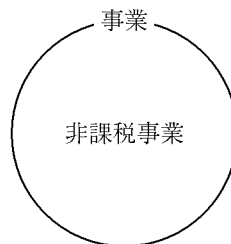
(1) 原則

→法人の行うすべての事業が課税対象となる。



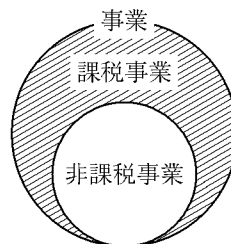
(2) 非課税事業のみを行う場合

→課税対象とならない。∴問題とならない。



(3) 非課税事業を併せて行う場合

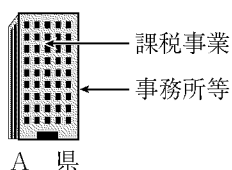
→課税事業のみを対象として計算する。



解説

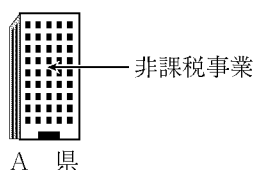
課税団体

(1) ケース 1



A 県は課税団体となる。

(2) ケース 2



A 県は課税団体とならない。

(2) 事務所等の意義 理論 1-2〔2〕

課税団体は、事務所等の所在する道府県である。事務所等の所在が課税団体を決める重要な要素となる。

事務所等の意義（通1-6）

事務所等とは、それが①自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、②事業の必要から設けられた③人的及び物的設備であって、そこで④継続して事業が行われる場所をいう。

① 自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず

物的設備が自己の所有物でなくともよい。

② 事業の必要から設けられた

事務所等において行われる事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等とされる。

③ 人的及び物的設備

事務所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、物的設備のみで、人的設備である人員等の配置がないものは事務所等とされない。

④ 継続して事業が行われる場所

事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等とされない。

解説 事業の必要から設けられた

宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等の外に別に事務員を配置せずもっぱら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみ供されるものは、事務所等の範囲には含まれない。

解説 継続して事業が行われる場所

避暑地において、季節営業（海の家、山の家）として毎年定期的に2、3ヶ月程度事業を行っている場合には、事務所等に該当する。

4 納税義務者

法人事業税の納税義務者は、道府県において事務所等を設けて事業税の課税対象となる事業を行う法人である。従って、原則として事業を行うすべての法人が納税義務を負うこととなり、内国法人及び外国法人ともに事業を行うものはすべて事業税の納税義務者となる。

5

5 課税標準

区 分		課 税 標 準
法 人	資本金の額 1億円超の 外形対象法人	付加価値割
		資本金等の額
		所得
	資本金の額 1億円以下の 所得課税法人	所得
	特別法人 (信用金庫 ・医療法人等)	所得
	収入金額課税法人 (電気供給業(送配電事業等)) (導管ガス供給業) (保険業) (貿易保険業)	収入金額
	資本金の額 1億円超の法人 電気供給業 (小売電気事業等・発電事 業等・特定卸供給事業)	収入割
		付加価値割
		資本金等の額
	資本金の額 1億円以下の法人 電気供給業 (小売電気事業等・発電事 業等・特定卸供給事業)	収入割
		所得割
		所得
	特定ガス供給業	収入割
		付加価値割
		資本金等の額

10

15

20

25

30

解説 用語の意義

- (1) 内国法人……法の施行地（国内）に主たる事務所等を有する法人
- (2) 外国法人……国内に主たる事務所等を有しない法人で国内において事業を行うもの

35

分割基準

① 課税権の調整

2以上の道府県において事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を設けて事業を行っている法人に対しては、その法人の事業所等所在の道府県がそれぞれ課税権を有しているため、関係道府県間で課税権の調整を行う必要がある。このため、その法人について算定した課税標準額の総額を一定の基準によって関係道府県に分割し、その分割した課税標準額に従って各関係道府県ごとの税額を算出する。この課税標準額を分割するための一定の基準が「分割基準」である。

② 非分割法人と分割法人

(1) 非分割法人

1つの道府県のみ事業所等を設けて事業を行う法人をいう。

(2) 分割法人

2以上の道府県に事業所等を設けて事業を行う法人をいう。

③ 税額算定

課税標準額 1,000万円、税率 7.0%

A 県 A 本店 (従業員 100人)	B 県 B 支店 (従業員 60人)	C 県 C 支店 (従業員 40人)
---------------------------	--------------------------	--------------------------

分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

A 県
B 県 $1,000\text{万円} \div 200\text{人} \times \left\{ \begin{array}{l} 100\text{人} = 500\text{万円} \\ 60\text{人} = 300\text{万円} \\ 40\text{人} = 200\text{万円} \end{array} \right.$
C 県

課税標準額1,000万円を事業所等の従業員の数（分割基準）でA県、B県及びC県に分割する。

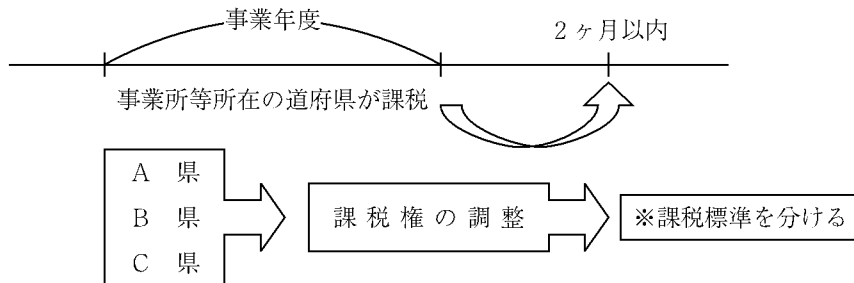
事業税額（それぞれ百円未満切捨）

A 県 $500\text{万円} \times 7.0\% = 350,000\text{円}$
B 県 $300\text{万円} \times 7.0\% = 210,000\text{円}$
C 県 $200\text{万円} \times 7.0\% = 140,000\text{円}$

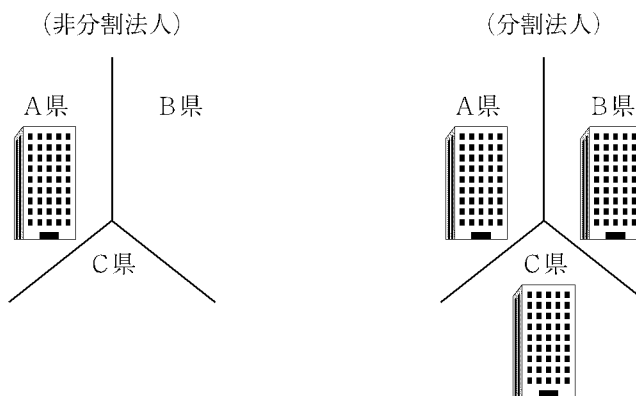
上記で計算した各県ごとの課税標準額に税率を乗じ、各県ごとの税額を計算する。

解説 課税権の調整

法人



解説 非分割法人及び分割法人



設 例

分割課税標準額及び各県における事業税額の算定

(ケース1) 法人(資本金の額1億円)・事業年度1年

・課税標準額 18,000,000円

・税率 7.0%

・分割基準である事業所等の従業者の数

A県 150人 B県 90人 C県 60人 合計 300人

(ケース2) 法人(資本金の額2億円)・事業年度1年

・所得金額 10,000,000円 税率 1.0%

・付加価値額 20,000,000円 税率 1.2%

・資本金等の額 250,000,000円 税率 0.5%

・分割基準である事業所等の従業者の数

A県 100人 B県 60人 C県 40人 合計 200人

解 答

(ケース1)

(1) 分割課税標準額(それぞれ千円未満切捨)

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 18,000,000\text{円} \div 300\text{人} \times \left\{ \begin{array}{l} 150\text{人} = 9,000,000\text{円} \\ 90\text{人} = 5,400,000\text{円} \\ 60\text{人} = 3,600,000\text{円} \end{array} \right. \\ \text{C県} \end{array}$$

(2) 事業税額(それぞれ百円未満切捨)

$$\text{A県} \quad 9,000,000\text{円} \times 7.0\% = 630,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 5,400,000\text{円} \times 7.0\% = 378,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 3,600,000\text{円} \times 7.0\% = 252,000\text{円}$$

(ケース2)

(1) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 所得金額

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 10,000,000\text{円} \div 200\text{人} \times \\ \text{C県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 100\text{人} = 5,000,000\text{円} \\ 60\text{人} = 3,000,000\text{円} \\ 40\text{人} = 2,000,000\text{円} \end{array} \right.$$

② 付加価値額

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 20,000,000\text{円} \div 200\text{人} \times \\ \text{C県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 100\text{人} = 10,000,000\text{円} \\ 60\text{人} = 6,000,000\text{円} \\ 40\text{人} = 4,000,000\text{円} \end{array} \right.$$

③ 資本金等の額

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 250,000,000\text{円} \div 200\text{人} \times \\ \text{C県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 100\text{人} = 125,000,000\text{円} \\ 60\text{人} = 75,000,000\text{円} \\ 40\text{人} = 50,000,000\text{円} \end{array} \right.$$

(2) 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

A県

$$\text{所得割} \quad 5,000,000\text{円} \times 1.0\% = 50,000\text{円}$$

$$\text{付加価値割} \quad 10,000,000\text{円} \times 1.2\% = 120,000\text{円}$$

$$\text{資本割} \quad 125,000,000\text{円} \times 0.5\% = 625,000\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 795,000\text{円}$$

B県

$$\text{所得割} \quad 3,000,000\text{円} \times 1.0\% = 30,000\text{円}$$

$$\text{付加価値割} \quad 6,000,000\text{円} \times 1.2\% = 72,000\text{円}$$

$$\text{資本割} \quad 75,000,000\text{円} \times 0.5\% = 375,000\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 477,000\text{円}$$

C県

$$\text{所得割} \quad 2,000,000\text{円} \times 1.0\% = 20,000\text{円}$$

$$\text{付加価値割} \quad 4,000,000\text{円} \times 1.2\% = 48,000\text{円}$$

$$\text{資本割} \quad 50,000,000\text{円} \times 0.5\% = 250,000\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 318,000\text{円}$$

解説

所得割、付加価値割、資本割ごとに課税標準の総額を算出し、分割基準に従って各県に按分する。

税 率

① 標準税率

標準税率は、事業税額の算定上、基準となる税率であり、次の区分に応じて適用されることとなる。

区 分	課 税 標 準	税 率
資 本 金 の 額 1 億 円 超 の 法 人 外 形 対 象 法 人	付加価値割	付加価値額 1.2%
	資本割	資本金等の額 0.5%
	所得割	所得 1.0%
資 本 金 の 額 1 億 円 以 下 の 法 人 所 得 課 税 法 人	所得割	所得 (3.5%、5.3%)、7.0%
特 別 法 人 (信用金庫・医療法人等)	所得割	所得 (3.5%)、4.9%
収 入 金 額 課 税 法 人 (電気供給業(送配電事業等)) (導管ガス供給業) (保 険 業) (貿 易 保 険 業)	収入割	収入金額 1.0%
資 本 金 の 額 1 億 円 超 の 法 人 電 気 供 給 業 (小売電気事業等・発電事業 等・特定卸供給事業)	収入割	収入金額 0.75%
	付加価値割	付加価値額 0.37%
	資本割	資本金等の額 0.15%
資 本 金 の 額 1 億 円 以 下 の 法 人 電 気 供 給 業 (小売電気事業等・発電事業 等・特定卸供給事業)	収入割	収入金額 0.75%
	所得割	所得 1.85%
特 定 ガ ス 供 給 業	収入割	収入金額 0.48%
	付加価値割	付加価値額 0.77%
	資本割	資本金等の額 0.32%

(注) 「税率」欄の()内は、軽減税率である。

② 制限税率

制限税率とは、道府県が標準税率を超える税率で事業税を課する場合の上限となる税率である。
法人事業税の制限税率は、標準税率に1.2（外形対象法人の所得割は1.7）を乗じて得た率である。

③ 税率適用区分

事業年度中に税率が変更された等の場合、いつ現在の税率が適用されるかは、その事業年度終了の日現在による。

5

10

15

20

25

30

解説 用語の意義

- (1) 付加価値割……付加価値額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- (2) 資本割……資本金等の額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- (3) 所得割……所得により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- (4) 収入割……収入金額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

35